

## 「米取引の事前契約研究会」再開にあたりお伝えしたきこと

令和4年8月17日

株式会社 神明

取締役 森脇 暁

此度は、「米取引の事前契約研究会」に招聘頂き誠に有難く存じます。貴重な機会ですので、微力ながらお役に立てますよう務めさせていただきます。つきましては、研究の課題として幾つかの事柄をお伝えさせていただきます。

1. そもそも「事前契約を増やしていこう」との趣旨は、平成30年産から適用する「生産数量目標の配分廃止」を決めた平成25年秋の米政策改革に遡ると存じます。つまり、生産数量の基準を「行政による配分数量」から、実需者が求める産地銘柄・数量に置き換える。実需に基づき生産者自らが、何を・どれだけ生産するか判断し、生産計画を立てる方式の確立。端的には「需要に応じた生産の実現」であると理解しております。  
この様な「需要に応じた生産」が主流となることで、生産者による思惑生産を起因とした「売れ残り」の実態が顕在化し、総生産数量自体を適正量に導く効果も期待されていたと存じます。
2. 私どもはじめ米穀流通業界は、この様な実需に応じた生産を増やす方策について、大いに賛同いたします。また、流通業者（実需者を含む）と生産者における計画的そして持続可能な稲作を目的とした複数年に亘る売買契約や、生産者と協働した取組み事例は着実に増加しています。
3. さて、毎月のマンスリーレポートに掲載されている事前契約数量は、「播種前・収穫前契約と複数年契約によって、収穫前の段階において確認書等により販売数量が決定している数量」とされています。そして、算出基礎の対象事例は「年間取扱数量 5,000 t 以上の集出荷事業者」となっています。現行のまま「事前契約比率の目標」を設定される場合には、以下のような問題が増幅されると思料致します。
  - ① 「需要に応じた生産の実現に資する事前契約」と「事前契約のための契約」が同次元で扱われ、実需に応じた生産を増やしていこうとするインセンティブが存在しないこと。
  - ② 大口の「事前契約」が目的化し、実需に応じた生産は疎かになり、結果として品質・価格・数量などの「契約」が軽んじられること。

③ 年間取扱数量 5,000 t 以上の集出荷業者のみを目標設定対象とすることで、対象を大規模 J A 系出荷業者に限定してしまう。その結果、小規模ながら目指すべき持続可能な稲作の取組みを進めている生産者や生産者と流通業者・実需者との協働事例が評価されないこと。

4. 前述事由から目標設定を行うのであれば、

- ・ 調査対象を5,000トンより下方へ広範囲に拡大する
- ・ 契約「数量」のみではなく、契約「件数」等も加味する

これらのように、比較基準となる実態の把握また進捗度合いを測る項目について、複数の K P I で捉えて頂きますことをご提案いたします。

5. 「需要に応じた生産」の目的にかなうように、そして持続可能な稲作を早期に実現するため「事前契約」が増えるように、この研究会で議論を深めていただきたく、お願い申し上げます。

以上